

令和2年6月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和2年6月15日(月)
開会 13時42分 閉会 14時40分
- 2 開催場所 市役所会議棟 1階 大会議室
- 3 出席委員 10名
 1 石神三重子 4 楠 種夫 5 駒形 文雄 7 杉山 純一
 10 鈴木 芳信 15 森 孝雄 16 山下 忍 17 井村 貢
 18 岡澤 弘昌 19 増田 重男
- 4 欠席委員 9名
 2 大石 英章 3 大橋 正明 6 杉村 金美 8 鈴木 聡
 9 鈴木 千春 11 数原 徹 12 園田 保 13 西ヶ谷文子
 14 宮村 五美
- 5 議事日程
 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第11号 農地法第3条の3第1項の届出について
 第12号 農地法第18条第6項の通知について
 第13号 農地法第3条(所有権移転)の許可取消願について
 第14号 農地転用の届出について
- 第3 議案 第13号 農地法第3条(所有権移転)について
 第14号 転用許可後の事業計画変更について
 第15号 農地法第4条について
 第16号 農地法第5条について
 第17号 農用地利用集積計画について
 第18号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに
 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 堀井 直樹
 次長兼係長 山本 敏幸
 主 査 紅林 直樹
 主 事 池田 梨左
 主 事 藤原 敬志

7 会議の概要

○会長（増田重男） ただいまから令和2年島田市農業委員会6月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。

2番 大石英章委員、3番 大橋正明委員、6番 杉村金美委員、8番 鈴木聡委員、9番 鈴木千春委員、11番 数原徹委員、12番 園田保委員、13番 西ヶ谷文子委員、14番 宮村五美委員、から欠席の届出がありました。

本日の出席者は10名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（増田重男） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（山本次長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（増田重男） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） それでは議事録署名人は、4番の楠種夫委員と15番の森孝雄委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の山本次長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（増田重男） それでは、報告第11号から報告第14号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第11号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（山本次長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第11号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、15件です。

2ページから5ページになります。

報告第11号につきまして、別紙のとおり15件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由はすべて相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものは2番の1件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第11号につきましては以上になります。

（報告第12号 農地法第18条第6項の通知について）

報告第12号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、1件です。

賃貸人は阪本の被相続人、〇〇〇〇さんの相続人代表、〇〇〇〇さん、賃借人は阪本の〇〇〇〇さん。所在地は阪本の農地1筆、329㎡。解約後の利用方法は利用収益で、基盤法に基づく契約の解約です。

(報告第13号 農地法第3条(所有権移転)許可取消願について)

報告第13号 農地法第3条(所有権移転)許可取消願について

下記のとおり農地法第3条(所有権の移転)許可の取消願があったので報告する。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、1件です。

譲受人は川根町葛籠の〇〇〇〇さん、譲渡人は川根町家山の〇〇〇〇さんで、令和2年4月の総会で許可を行った案件の許可取消願いの申請です。

申請地は川根町葛籠の農地8筆、面積は合計で4,043㎡。区分は売買となります。

許可取り下げ理由は、譲受人の体調悪化により、許可を受けた農地の維持管理が困難となったことから、両者で協議を行ったところ双方の同意が得られたため、許可の取消しを申請するものです。

なお、申請地は譲渡人が管理できないため、今まで耕作管理してくれていた知人が、許可取り下げ後も引き続き耕作管理を行うことを確認しております。

(報告第14号 農地転用の届出について)

報告第14号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、1件です。

譲受人は〇〇〇〇、譲渡人は横岡の〇〇〇〇さん他3名で、所在は横岡新田の農地8筆、合計1,411㎡です。

場所は新東名島田金谷ICから北東に約550m、沖ノ島公民館から北東に500mに位置し、農地区分は、「工業地域」の用途指定された地区内の農地であることから第3種農地となります。

理由は、新東名島田金谷IC周辺地区開発事業によるアクセス道路1号線の整備を行うためです。事業内容は、道路延長750m、幅員9mの道路の整備です。

なお、今回の届出につきましてはすでに事業期間が終了しておりますが、担当課において届出を失念していたことから始末書の添付をさせました。

以上、報告第11号から第14号の説明となります。

○議長(増田重男) 報告第11号から報告第14号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(増田重男) ご意見もないようでございますので、報告案件については以上となります。

[日程第3 議案]

○議長(増田重男) ここから、議案の審議となります。

議案第13号 農地法第3条(所有権移転)について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第13号 農地法第3条(所有権移転)について)

○事務局（山本次長） それでは、12ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、1件です。

ページ変わります。

この案件は農地付空き家の売買に伴う農地法3条の申請です。

譲受人は、神奈川県海老名市の会社員、〇〇〇〇さん、63歳、

耕作面積はゼロ㎡、農業従事(予定)日数は本人150日、同居人100日です。譲渡人は、埼玉県川口市の〇〇〇〇さんです。申請地は高熊の農地4筆、面積は合計591㎡、区分は売買となります。売買価格は、農地および農地に付随した宅地、用悪水路敷地を含む売買となり、3,800,000円、10aあたりの単価は6,250,000円で、双方合意の単価です。

理由は、譲渡人は遠地に居住しており管理することが難しいため申請地を譲り渡したく、空き家バンクに登録したところ、譲受人から買い受けたいと希望があり、協議を行ったところ双方の合意が得られたため今回の所有権移転となりました。

場所は、大井川鉄道福用駅から北東へ約1.5km、光明院から北東へ約440mに位置しています。

なお、今回の案件では耕作面積を持たない非農家が譲受人となっておりますが、5月の総会において、当該地における農地付空き家の売買に伴う3条申請に限り、下限面積を1aとすることを承認していただいております。

また、譲受人は現在神奈川県に居住しておりますが、3条許可があり次第、申請地に付随する空き家へ移住する(住所移動含め)ことを確認しており、3条申請にあたり5年間継続して耕作を行う旨の誓約書及び野菜畑として耕作を行う旨の耕作管理計画書の提出を頂いており、適正な管理が見込まれますことから、許可相当と考えるものです

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（増田重男） ご質問もないようですので採決いたします。

この議案第13号の農地法第3条（所有権の移転）、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（増田重男） 次に、議案第14号 転用許可後の事業計画変更について、3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第14号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（山本次長） それでは、14ページとなります。

議案第14号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、3件です。

ページが変わります。

1番案件は、昭和51年8月25日に自己住宅として転用許可となっているもので、計画人及び転用計画の変更になります。

当初計画人は神奈川県平塚市の〇〇〇〇さん外2名、変更後計画人は御前崎市の〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は岸町の畑、1筆289㎡で、自己住宅とするものです。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由になりますが、当初計画人は昭和51年8月、転勤により申請地に自己住宅を建築したく農地法の許可を受けたが、転勤がなくなってしまい現在に至っていた。一方、変更後計画人は、御前崎市に居住しており、子供も生まれ自己住宅を建築したく土地を探していたところ、申請地が見つかり当初計画人に購入の打診をしたところ話がまとまったため本申請に及びました。

なお、先日の現地調査会において、当初計画時の排水計画はどのようになっていたかのご質問がありましたので、過去の申請書等を確認いたしました。当時の計画図面が保存されておらず確認ができませんでした。また、当該地を含む岸町地区につきましては、現在、自治会等による家庭雑排水等の流出規制がありますが、その規制の施行日は平成21年6月17日からとなっており、今回の申請地はそれ以前の許可となっていることから、排水先の確認はできませんでしたが、変更後の計画では、現在の排水規制に適合させるため排水先の確保もされております。

2番案件は、昭和54年3月23日に自己住宅として転用許可となっているもので、計画人及び転用目的の変更になります。

当初計画人は島の無職、〇〇〇〇さん、変更後計画人は藤枝市のパート、〇〇〇〇さんです。

申請地は東町の田、1筆165㎡で、貸駐車場とするものです。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由になりますが、当初計画人は、昭和54年3月、自己住宅の建築のため農地法の許可を受けたが、近隣の工場の騒音が気になり住宅の建築を断念し、申請地の管理にも苦慮していた。一方、変更後計画人は、近隣住民より貸駐車場としての要望があるため、当初計画人である父と協議をしたところ話がまとまったため本申請に及びました。

3番案件は、昭和58年1月27日に自己住宅として転用許可となっているもので、計画人及び転用目的の変更になります。

当初計画人は静岡市葵区の無職、〇〇〇〇さん外1名、変更後計画人は幸町の宅地建物取引業の〇〇〇〇です。

申請地は細島の田、2筆278.4㎡で、分譲地とするものです。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

変更の理由になりますが、当初計画人は、昭和58年1月、自己住宅の建築のため農地法の許可を受け土地の造成をしたが、家族の入院により住宅の建築を中断し申請地の管理等に苦慮していた。一方、変更後計画人は、市内で宅地建物取引業を営んでおり、申請地を分譲地として販売したく、当初計画人に購入の打診をしたところ話がまとまったため本申請に及んでいるものです。

いずれの計画変更についても、これまでの諸経過からやむを得ないと考えるところです。

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（駒形文雄） 1番案件で過去の計画図面が確認できなかったとの報告でしたが、市の文書取扱規定では保存期間はどのようになっているのか。

○事務局（紅林主査） この転用許可申請書の保存年数につきましては、現在の規定では永年保存となっております。ただ、当時の書類を確認したところ、申請書の鏡部分のみが保存されている状態でありましたので、排水先等の確認ができない状況でありました。

○委員（駒形文雄） 現在は文書管理規定で保存年限が決められているとのことですが、農業委員も事務局も数年で代わってしまうので、許可申請書等は確実に永年保存としてもらいたい。

○事務局（堀井事務局長） 確かに過去の申請書については、許可申請書の鏡部分のみが保存されており、図面等の添付書類が保存されていない状況です。ただ、現在は文書管理規定に基づいて添付図面等も含めて永年保存としております。今後とも、適正に管理していきたいと考えております。

○委員（森 孝雄） 今回も含め、計画変更の承認申請が出てくる案件はかなり古い許可年月日のものが多いが、転用許可を出した後、事業実施の確認はどのようにしているのか。

○事務局（山本次長） 転用許可の条件として、許可の日から3ヶ月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告することとなっております。ただ、年間の転用件数も多く、その全ての進捗状況を把握することが難しいのが現状となっております。

○議長（増田重男） その他、ご意見もないようでございますので、採決いたします。

この議案第14号 転用許可後の事業計画変更、3件について、承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よってこの3件につきましては、申請書の提出のとおり承認することにいたします。

○議長（増田重男） 次に議案第15号 農地法第4条について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第15号 農地法第4条について）

○事務局（山本次長） それでは、17ページになります。

議案第15号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、1件です。

ページが変わります。

申請人は阪本の不動産管理業兼農業、〇〇〇〇さん、申請地は阪本の畑、1筆、928㎡の内0.2008㎡で、営農型太陽光発電施設を設置するため、平成29年7月7日に3年間の一時転用許可を受け実施されており、今回1回目の更新申請があり、再度の3年間の一時転用としての申請です。

場所は静岡市島田消防署初倉分遣所から北西へ約490m、色尾西公民館から北西へ約350mに位置し、農道に面した集団化した農地の一面にある農地で、農用地区域内農地（青地）です。

理由ですが、申請人は太陽光発電の売電による安定収入を得て、営農を長く続けていくために再度の申請に及びました。

計画としては、1枚285wの太陽光パネルを126枚設置、合計出力は35.91kw、パワーコンディショ

ナーは9.9kwを3台で認定出力29.7kwとする計画です。架台高さは営農に支障のない高さ3mから4mとし、パネル角度は南向き20度、施設の下部となる農地面積は420㎡、パネル面積は210.42㎡であるため遮光率は50.1%となります。基礎は耐風強度があり、撤去も容易なスクリー式杭の打込みとなります。

転用許可申請面積は、40本の支柱のほか南東の角に引込柱1本、南側にパワコン支柱6本を設置し、合計面積は0.2008㎡となります。

施設下部の作物は、以前は一般的には自然薯や山芋と呼ばれている「ヤマノイモ」でしたが、今回の申請では作物を「ショウガ」に変更します。

許可基準に基づく検討状況は、営農については通常の農地と同様の管理であり、日影が他の農地に影響する可能性も低く、撤去費について確保されており、経済産業省の設備認定も受けており事業実施の確実性があり許可するのに特に問題ないものと思われまます。また、毎年の報告書も提出されており、営農状況も問題ないと思われ、許可もやむを得ないと考えまます。

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（増田重男） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第15号の農地法第4条、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（増田重男） 次に議案第16号 農地法第5条について、10件を上程いたします。事務局の説明を求めまます。

（議案第16号 農地法第5条について）

○事務局（山本次長） それでは、19ページになります。

議案第16号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

件数は、10件です。

ページが変わります。

1番、使用借人は藤枝市の会社員、〇〇〇〇さん、使用貸人は金谷根岸町の農業、〇〇〇〇さんで、親子間の使用貸借となります。

申請地は金谷根岸町の田、2筆合計270㎡で、自己住宅としての申請です。

場所は市立金谷中学校から西に約140mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、使用借人は現在藤枝市内のアパートに居住しておりますが、今秋には2人目の子供も生まれる予定であり、現在の住居では手狭になることが予想されることから自己住宅を建築したく使用貸人である父に相談したところ、承諾を得たことから申請に及びました。

計画としては、申請地を含む隣接する宅地を併用した全体面積278.63㎡の土地に、木造平屋建て、

建築面積99.00㎡の住宅1棟と4台分の駐車場を確保する計画で、進入は西側の市道から、排水は西側の既設水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に使用貸人の農地は残りますが、影響は軽微であり、使用借人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えられるものです。

2番、譲受人は川根町笹間上の住職、〇〇〇〇さん、譲渡人は菊川市の会社員、〇〇〇〇さんです。

申請地は川根町笹間上の畑、1筆479㎡で、駐車場としての申請です。

場所は旧笹間中学校から北西へ約260m、石上公民館の北西に近接して位置し、農地区分は、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない小集団の農地であることから第2種農地（その他）と考えるところ です。

理由につきましては、譲受人は申請地に近接する登福寺の住職で、墓地造成後、墓地所有者から墓地の近くに駐車場が欲しいとの要望があり苦慮していたところ、譲渡人から農地を処分したいと相談を受けたため、駐車場の造成について協議をしたところ話がまとまったため申請に及びました。

計画としては、申請地を含む隣接する宅地を併用した全体面積523㎡の土地に、普通車14台分の駐車場を整備し、出入りは東側の市道から進入し、雨水排水は採石敷きとするため地下浸透式とし、余剰排水は申請地南側に新設する側溝を通して西側の水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、南側に農地はありますが、影響は軽微に抑え、譲受人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えられるものです。

3番、譲受人は御前崎市の公務員、〇〇〇〇さん外1名、譲渡人は神奈川県平塚市の無職、〇〇〇〇さん外2名と、岸町の無職、〇〇〇〇さんです。計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は先ほど計画変更の申請のあった岸町の畑、1筆289㎡と同じく岸町の田、1筆10㎡の合計299㎡で、自己住宅敷地及び排水敷地としての申請です。

場所は、岸町スポーツ広場から東に約180m、岸町12組公民館の南に位置し、用途地域に近接する区域内にあるおおむね10ha未満の農地の区域であるため、農地区分は第2種農地と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画ですが、申請地に木造2階建て、建築面積75.35㎡の住宅1棟を建築し、出入りは北側の市道から進入し、排水は新たに転用申請する農地に排水管を埋設して南側の排水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが排水先など営農への影響を軽微に抑え、申請人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性も高いことから、許可もやむを得ないと考えられるものです。

4番、譲受人は野田の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は中河町の農業、〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は中河町の田、3筆合計1,127.54㎡で、分譲地としての申請です。

場所は島田市保健福祉センターから南東に約150mに位置し、農地区分は、「第二種中高層住居専用地域」の用途指定された地区内の農地であることから第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は市内において宅地建物取引業を営んでおり、住宅用土地の需要が高い申請地域にて優良な用地を探していたところ、適地が見つかり譲渡人と協議をしたところ話しがまとまったため申請に及びました。

計画ですが、申請地に181.83㎡から198.35㎡の分譲敷地6区画を整備し、各区画への出入りは隣接する市道から、排水は既設の側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、周辺に農地は残りますが影響は軽微と思われ、譲受人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えられるものです。

5番、賃借人は藤枝市の動物取扱業（ペットブリーダー）、〇〇〇〇さん、賃貸人は藤枝市の農業、〇〇〇〇さんです。

申請地は野田の田、現況畑、1筆838㎡で、子犬飼育場としての申請です。

場所は市立中部学校給食センターから北東へ約800m、旧阿知ヶ谷清掃センターの北西に位置し、

農地区分は、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない小集団の農地であることから第2種農地（その他）と考えるところです。

理由につきましては、譲受人は牧之原市でペットブリーダーをしています、規模拡大のため適地を探していたところ、実家近くの土地が見つかり賃貸人との話がまとまったため申請に及びました。

計画ですが、申請地に建築面積26.60㎡の事務所1棟、合計建築面積42.10㎡の犬小屋5棟及び普通車4台分の駐車場を整備し、出入りは北側の市道から進入し、雨水排水は地下浸透式とする計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接地に農地は残りますが、影響は軽微と思われ、賃借人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、無断転用の是正でもあるため許可もやむを得ないと考えるものです。

6番、譲受人は藤枝市のパート、〇〇〇〇さん、譲渡人は島の無職、〇〇〇〇さんで、親子間の贈与で、計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は東町の田、1筆165㎡、市立六合小学校から南東に約580m、御請公民館の北東に位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画ですが、申請地に普通車5台分の駐車場を整備し、出入りは東側の市道から進入し、雨水排水は採石敷きとするため地下浸透式とする計画となります。

許可基準に基づく検討状況は、周辺に農地はなく、影響は軽微と思われ、事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えるものです。

7番、譲受人は藤枝市の宅地建物取引業、〇〇〇〇、譲渡人は東京都府中市の無職、〇〇〇〇さん外1名です。

申請地は船木の畑、1筆474㎡で建売分譲敷地としての申請です。

場所は岡田公会堂から北東へ約60m、岡田八幡神社の西に隣接し、農地区分は街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、譲受人は藤枝市内で宅地建物取引業を営んでおり、建売住宅敷地を探していたところ、相続により取得した農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまったことから申請に及びました。

計画ですが、申請地に199.81㎡と274.19㎡の2区画を整備し、木造2階建て住宅2棟を建築する計画で、進入は南側の新設し市に寄付する予定の市道から、排水は新設する道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況ですが、北側に譲渡人の農地は残りますが、周囲を道路と宅地に囲まれており、その他の農地への影響は少ないと思われ、譲受人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えるものです。

8番、譲受人は幸町の宅地建物取引業の〇〇〇〇、譲渡人は静岡市葵区の無職、〇〇〇〇さん外1名で、計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は細島の田、1筆282㎡で、分譲地としての申請です。

場所は市立六合小学校から南東に約300m、東町公会堂ひなたの南西に位置し、農地区分は、「第一種低層住居専用地域」の用途指定された地区内の農地であることから第3種農地となります。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画ですが、申請地に分譲敷地1区画を整備し、出入りは西側の市道から、排水は東側の既設の側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、周辺に農地はなく、譲受人の資金計画にも問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えるものです。

9番、使用借人は新田町の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は南一丁目の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は南一丁目の田1筆254㎡、自己住宅としての申請で、親子間の使用貸借となります。

場所は市立第三小学校校から東へ約100m、市下水道浄化センターの北に位置し、農地区分は、「第一種住居地域」の用途指定された地区内の農地であることから第3種農地となります。

理由ですが、使用借人は新田町の共同住宅に居住していますが家族も増え手狭となってきたため住宅を建築したく使用貸人の父に相談したところ話しがまとまったため申請に及びました。

計画としては、申請地に木造2階建て、建築面積103.50㎡の住宅1棟と3台分の駐車場を整備し、出入りは北側の水路に橋を設置して進入し、排水は南側農地及び使用貸人の宅地を通して公共下水道に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、周辺に農地は残りますが、影響は軽微と思われ、使用借人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えます。

10番、譲受人は向島町の〇〇〇〇、譲渡人は元島田の無職、〇〇〇〇さんです。

申請地は元島田の田2筆、合計497.05㎡で、分譲地としての申請です。

場所は島田実業高等専修学校の北西に位置し、農地区分は、「第一種中高層住居専用地域」の用途指定された地区内の農地であることから第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は市内で土木建築設計施工及び不動産業を営んでおり、良好な宅地を提供したく申請地所有者である譲渡人と協議をしたところ話しがまとまったため申請に及びました。

計画ですが、申請地の一部を市道として寄付し、残りの農地に152.40㎡から179.95㎡の分譲敷地3区画を整備し、各区画への出入りは北側の市道から、排水は北側の既設の側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況ですが、周辺に農地はなく、譲受人の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（増田重男） ご質問も無いようですので採決したいと思います。この議案第16号の農地法第5条、10件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よってこの10件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（増田重男） 次に議案第17号 農用地利用集積計画について、13件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第17号 農用地利用集積計画について）

○事務局（山本次長） それでは、22ページをご覧ください。

議案第17号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第3号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

総数は13件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては使用貸借が5件で7,059㎡、賃貸借が8件で13,432㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

ページ変わります。

次に利用権設定につきましては、貸付期間ごとに、利用権の種類と備考欄の設定の別を申し上げて説明とさせていただきます。

23ページ、1年の設定です。件数は1件で面積は1,258㎡、賃借権で新規設定です。

24ページ、2年の設定です。件数は1件で面積は2,680㎡、使用借権で再設定です。

25ページ、3年の設定です。件数は1件で面積は431㎡、使用借権で解除条件付きの新規設定です。

26ページ、5年の設定です。件数は7件で合計面積は9,923㎡、新規の賃借権が2件、使用借権が1件。再設定の賃借権が4件です。

27ページ、10年の設定です。件数は3件で面積は6,199㎡、新規の賃借権が1件、使用借権が1件。再設定の使用借権が1件です。

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（増田重男） ご質問が無いようでございますので、採決いたします。

この議案第17号の農用地利用集積計画、13件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よって、この13件につきましては、計画書の提出どおり決定することに致します。

○議長（増田重男） 次に議案第18号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の案、並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第18号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の案、並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案について）

○事務局（山本次長） それでは、28ページをご覧ください。

議案第18号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案、並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について

別紙のとおり、決定するものとする。

令和2年6月15日提出 島田市農業委員会会長 増田重男

資料は29ページ以降になります。

農業委員会は毎年、事業の計画を立てて、その事業活動を点検・評価すると共に、計画を策定し、これを基に事業を実施しております。

今年度も別紙の通り、令和元年度の事業の実績報告として、法令事務に関する点検と評価について記載しています。また令和2年度の目標及び活動計画の設定については現状の課題及び目標を設定しております。

議案の内容についてご承認いただいた後は、県を通じ国へ報告する手続きをしております。

内容は、現地調査会で説明をさせていただき、また前回の現地調査会をご欠席された委員の皆様には資料を送付させていただいているところですが、今一度説明させていただきます。

それでは初めに令和元年度の事業活動の点検・評価についてご説明させていただきます。

まず29ページは農業委員会の状況として、令和2年3月末現在で島田市の耕地面積や農家数等を各基準に従って報告しております。

2番の農業委員会の体制については、令和2年9月までの新制度に基づく状況について記載しております。

続いて30ページは担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2の令和元年度の目標及び実績は①の集積目標2,440haに対し②実績1,710haで目標より730ha少ない70.08%の達成率でした。

計画に基づいた活動の結果、目標値は達成できませんでしたが、集積率は前年度と同水準となっております。しかし、高齢化等により貸出希望農地は増加する一方、受け手となる担い手側は既に飽和状態となっており、傾斜地等耕作不便な農地の借り手は見つからないという課題はあるものの、集積目標に向け、今後も引き続き農地中間管理事業を活用した借入れ推進が必要と考えております。

続いて31ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和元年度は参入目標1経営体、0.5haに対し、1件の相談はあったものの就農に至らず、参入実績はありませんでした。引き続き、農業振興課と連携し新規就農者や法人化への育成支援を実施して行きたいと考えます。

32ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、2の①で解消目標を3haとしておりましたが、②実績としては0.3haとなり、目標に対し10%の解消にとどまりました。

活動実績としては委員の皆様が19班に別れて農地パトロールを実施し、その後、208筆、12.4haについて意向調査の配布・回収・耕作の管理指導・耕作者のあっせん等を行っていただいております。

しかし、地道な活動を行っても放棄地の増加が拡大しており、解消するための基盤整備に対する補助金の削減や集積を進める上で地権者等の同意を得られないことが多く、解消は困難となっており、今後は耕作条件の悪い農地は非農地判断を進めるほか、耕作条件の良い農地では個人単位ではなく地域単位での農地保全にシフトして行かざるを得ない状況です。

33ページは違反転用への適正な対応として、転用申請時等に判明した案件、あるいは通常の活動の中で違反転用と思われる案件については随時現場調査し、その都度指導等を行っております。

34ページからは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として3条案件は37件、4条、5条の転用案件は合計146件を審議しております。

35ページは農地所有適格法人からの16件の報告の状況、貸借料情報の提供状況336件、農地の権利移動等の状況3,061件の案件を取り扱っております。

36ページは地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容と、総会等の議事録や活動計画の点検公表方法について報告しております。

37ページからは、令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画となります。

初めに、農業委員会の状況として島田市の農家農地等の状況、農業委員会の現在の体制について報告しています。

38ページの上段は担い手への農地の利用集積・集約化の目標として市が設定したアクションプランに基づき、担い手への集積目標を2,504haとし、そのうち新規集約面積を65haとしております。

また、下段の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進として、新規1経営体、0.5haを目標とし、農業振興課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施してまいります。

39ページ、遊休農地に関する措置といたしまして令和2年度は2.9haの解消を目標としております。活動計画としては6月から9月頃にかけて、利用状況調査（農地パトロール）を実施したいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から例年と少しやり方を変えて行いたいと考えています。

この農地パトロールの結果をとりまとめして11月から年明け1月に遊休農地に対する意向調査、指導等を行ってまいりたいと考えております。

また、この様式にはございませんが、パトロールによってB判定した農地、いわゆる再生困難な農地を非農地として判断し、農地から除外することについては、1.9haが実施目標となっております。

最後に違反転用への適正な対応については、農業委員会だよりや農地パトロール等により違反転用

が発生しないよう法の周知、早期の発見と早めの是正指導を継続していきたいと考えております。委員の皆様にも、農家の皆さんへの啓発、情報の収集につきお願いをいたします。

説明は以上です。

○議長（増田重男） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（駒形文雄） 29ページ及び37ページにある「基本構想水準到達者」とはどのようなものか。

○事務局（山本次長） 認定農業者の認定は受けていないが、年間農業所得や経営規模などが市の定める認定農業者の認定基準等に到達している経営体や、再認定を受けなかったものの経営面積の維持拡大をしている経営体などが該当します。

○議長（増田重男） その他、ご質問が無いようでございますので、採決いたします。
この議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（増田重男） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、原案のとおり決定することにいたします。

○議長（増田重男） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。
これをもちまして、総会を閉会いたします。